

岡山の保安林と林地開発規制

令和7年3月

岡山県農林水産部治山課

保安林・林地開発制度の変遷（年表）

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1652	承応元	熊沢蕃山の建築により岡山市郊外、龍ノ口山に植林	
1655	明暦元	備前藩、赤坂、津島、御津のはげ山に対し、藩費をもって治山事業を行う。	
1869	明治2	各藩々籍を奉還 ・藩有の山林はすべて官林（国有林）となる。	
1871	4	官林規制を出す。	
1876	9	官林調査仮条例を制定 ・官林のうち、国土保全のため禁伐とすべき森林の種類及び測量・造林並びに禁伐の方法を規定する。	・「禁伐林」の名称がこのとき初めて用いられる。
1882	15	太政官布達 ・民有林のうち国土保全に関係あるものの伐木停止及び伐採許可制を布達。宇野圓三郎治水建言書を県令高崎五六に呈す。宇野圓三郎県庁入り、明治40年まで治山事業を担当する。	・「伐木停止林」
1883	16	県会において砂防工施行規則を制定する。	
1887	20	民有林のうち水源かん養、土砂扞止、風潮除、類雪止のごとき国土保全に関係ある個所の実態調査を実施する。	・明治30年の保安林配備の資料となる。
1897	30	森林法の制定 ・保安林制度を中心とした森林の各種公益の保全を目的とした内容である。 〔主要条文〕 第8条 森林ニシテ左ニ列記スル個所ニアルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得。 (1) 土砂崩壊流出ノ防備ニ必要ナル箇所 (2) 飛砂ノ防備ニ必要ナル箇所 (3) 水害、風害、潮害ノ防備ニ必要ナル箇所 (4) 類雪、墜石ノ危険ヲ防止スルニ必要ナル箇所 (5) 水源ノ涵養ニ必要ナル箇所 (6) 魚付ニ必要ナル箇所 (7) 航行ノ目標ニ必要ナル箇所 (8) 公衆ノ衛生ニ必要ナル箇所 (9) 社寺、各所又ハ旧跡ノ風致ニ必要ナル箇所 第19条 保安林ニ於テハ皆伐及開墾ヲ為スコトヲ得ス。 第30条 従来ノ禁伐林、風致林又ハ伐木停止林ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ保安林トシ其ノ森林ニ対スル従来ノ制限ハ仍其ノ効力ヲ有ス。 第58条 此ノ法律ハ明治31年1月1日ヨリ施行ス。	・保安林制度が確立される。 ・全国の保安林 ：58.9万町歩 （全森林の3%） 県林 ：1.5万町歩 ・地方森林会の議決を経なければ、保安林の編入解除はできない。（国有林、御料林を除く。）
1907	40	森林法の改正 ・保安林内制限拡大、編入解除の手続の変更、木竹の区分、禁伐林造林の補償並びに保安林に関する皆伐停止、保安林買上げの廃止。	・戦前における保安林制度が確立される。

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1911	明治44 大正中期 ～昭和20 大正10 ～昭和 7	森林法の一部改正 ・民有林に対する保安林の編入又は不編入の処分を行う権限が知事に委任される。 森林監吏を配置して施業の監督に当たる。 保安林に造林するものに対し、単独県費による補助金（補助率30%）を交付する。	・解除については従来どおり大臣権限である。 ・大正元年保安林面積 全国：114.7万町歩 県 ： 4.0万町歩
1939	昭和14	森林法の一部改正 ・保安林の条章は全く変更なし（営林の監督と森林組合のみ）	
1944	19	戦時における特別措置 ・保安林の編入解除その他保安林に関する権限の大部分が地方長官に移譲された。 （昭和23年に廃止・・・旧に復する。）	
1949	24	水源林造成事業の創設 →昭和32年官行造林に切替え→36年森林開発公団造林	
1951	26	森林法の一部改正 ・保安林の指定対象が森林に限定される。 [保安林に関する主な改正点] ①土砂打止林が土砂流出防備林と土砂崩壊防備林に区分された。 ②水源かん養林、土砂流出防備林及び土砂崩壊防備林の指定解除は大臣が行ない、その他は知事に委任された。 ③干害防備林、防雪林、防霧林、防火林の4種類の保安林が追加された。 ④指定・解除の手続きについて、聴聞会制度が設けられた。 ⑤直接の損害補償から通常の損失補償になった。 ⑥公衆衛生林を保健保安林とし、風致林を各所又は旧跡の風致のためと指定目的を限定した。（社寺が除外された。） ⑦特定樹種の植栽の義務付けが新設された。 ⑧保安施設地区制度が新設された。 水源林造成事業始まる。	・現行の保安林制度が確立される。 ・保安施設地区制度の創設（治山事業に法的根拠ができる。）
1953	28	治山治水基本対策要綱の閣議決定	
1954	29	保安林整備臨時措置法の制定 →昭和39年に一部改正→49年に一部改正→59年に一部改正→平成6年に一部改正 ・第1期保安林整備計画（S29～38） 防災保安林の整備等 ・第2期保安林整備計画（S39～48） 水源かん養林の拡大整備等	・保安林面積の推移 昭和28年度末 全国：251.8万ha 県 ： 8.3万ha 昭和38年度末 全国：407.7万ha 県 ： 12.4万ha

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
		・第3期保安林整備計画（S49～58） 保健保安林の整備及び指定施業要件の見直し等 ・第4期保安林整備計画（S59～H5） きめ細やかな保安林の整備、特定保安林の指定等 ・第5期保安林整備計画（H6～15） 保安林の質的充実	昭和48年度末 全国：696.6万ha 県：14.5万ha 昭和58年度末 全国：834.3万ha 県：15.0万ha 平成5年度末 全国：897.7万ha 県：15.5万ha
1960	35	治山治水緊急措置法が制定され、保安林改良事業が実施される。 ・第1次治山事業5ヵ年計画（S35～39） ・第2次治山事業5ヵ年計画（S40～44） ・第3次治山事業5ヵ年計画（S43～47） ・第4次治山事業5ヵ年計画（S47～51） ・第5次治山事業5ヵ年計画（S52～56） ・第6次治山事業5ヵ年計画（S57～62） ・第7次治山事業5ヵ年計画（S62～H3） ・第8次治山事業5ヵ年計画（H4～8） ・第9次治山事業7ヵ年計画（H9～15）	
1961	36	公団分収造林が実施される。	
1962	37	森林法の一部改正 ・普通林の伐採許可制を廃止（届出制に）、保安林制度の整備拡充を行う。 ①保安林の制限事項に下草、落葉、落枝の採取を追加 ②指定施業要件で植栽の義務の明確化（違反者には造林命令が出されることになる） ③保安林・保安施設地区の標識設置を義務とする ④保安林保護員制度の創設	
1964	39	保安林整備臨時措置法の一部改正 ・10ヵ年延長	
1967	42	保安林指定施業要件変更事務、分筆測量事務が開始される。	
1968	43	省令改正、保安林立木伐採届出制度が実施される。	
1974	49	保安林整備臨時措置法の一部改正 ・10ヵ年延長 森林法の一部改正 ・普通林の開発行為の許可制（1haを超えるもの）の創設	・保安林保護員 →森林保護巡視員
1984	59	保安林整備臨時措置法の一部改正 ・10ヵ年延長 ・特定保安林制度創設	
1985	60	森林法施行規則の一部改正 ・保安林の解除事務の迅速化及び簡素化が図られる。	

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1989	平成元	森林の保護機能の増進に関する特別措置法の制定 〔目的〕 公衆の保健の用に供することが、相当と認められる森林の保健機能の増進を図るための特別の措置を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。	
1990	2	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについての一部改正、保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定、開発行為の許可基準の運用細則についての一部改正 ・保安林における土地の形状変更の許可の適用範囲並びに保安林の転用解除に係る基準等及び保安林以外の森林における開発行為の許可に係る基準等を明確化、適正化する。	
1994	6	保安林整備臨時措置法の一部改正 ・10ヵ年延長	
1997	9	保安林制度発足100周年	
1999	11	森林法の一部改正 ・保安林内の間伐に係る伐採許可制を届出制に簡素化。	
2000	12	森林法の一部改正 ・地方分権一括法による改正。 ・民有林の1～3号保安林（重要流域を除く。）に係る指定・解除、指定施業要件の変更の権限が都道府県に移譲（法定受託事務）された。 ・機関委任事務が廃止され、事務区分が法定受託事務と自治事務に見直された。 ・自治事務に伴い、保安林及び林地開発許可制度の要綱及び要領を制定した。	
2002	14	森林法施行令等の一部改正 ・保安林指定施業要件の基準が改正され、択伐率・間伐率等が緩和された。	
2003	15	森林法の一部改正 ・保安林（人工林）の択伐に係る伐採許可制が届出制に簡素化された。	
2004	16	森林法の一部改正 ・特定保安林制度の恒久化・拡充がなされた。 保安林整備臨時措置法が平成15年度をもって失効した。	
2005	17	国と地方の税財政改革（三位一体改革）により、保安林管理事業に係る補助金が税源移譲された。	
2007	19	保安林の伐採に関する次の5事務を全市町村に移譲。 ①非常災害時の立竹木の伐採等届の受理（法第34条第9項） ②保安林内択伐届（人工林に限る）の受理（法第34条の2第1項）	

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
		③択伐届の変更命令（法第34条の2第2項） ④保安林内間伐届の受理（法第34条の3第1項） ⑤間伐届の変更命令（法第34条の3第2項）	
2008	20	行財政構造改革プランにより森林保護巡視制度を休止（巡視員22名）	
2009	21	緊急雇用事業により森林保護支援員（17名）を配置 ～H23まで	
2011	23	森林法の一部改正 （施行日 平成24年4月1日） ・罰金の上限引き上げ 50万円→150万円 ・新たに森林を所有した者は市町村への届出義務 ※保安林の場合は、市町村から県へ通知	
2013	25	農山漁村再生可能エネルギー法に規定する設備整備計画に基づく保安林内立木伐採許可等の特例 森づくり県民税充当事業によりフォレストレンジャー（9名）を配置	
2016	28	森林法の一部改正 （施行日 平成29年4月1日） ・3年以下の懲役刑の新設 ・罰金の上限引き上げ 150万円→300万円 ※罰則の対象 ①林地開発 無許可開発及び監督処分に違反した者 ②保安林 違法な土地の形質変更及び監督処分に違反した者	
2019	令和元	岡山県林地開発許可に関する規則の制定 （公布日 令和元年7月5日） （施行日 令和元年10月1日） ・開発行為を行う者に対して必要な手続きを規定 ・森林法で定める許可基準を満たすための土工指針、防災施設や排水施設の設置、残置森林の配置等を規定 ※規則の制定に伴い、岡山県林地開発許可制度実施要綱（平成12年3月30日、治第928号）及び岡山県林地開発許可制度事務処理要領（平成12年3月30日、治第919号）を廃止	
2020	2	岡山県林地開発許可に関する規則の一部改正 （公布日 令和2年4月3日） （施行日 令和2年7月1日） ・排水施設等に関する技術基準で、太陽光発電施設を設置する箇所について、流出係数を0.9から1.0までと規定 ・自然保護に関する技術基準で、太陽光発電施設を設置する箇所について、残置・造成森林について規定	
2022	4	岡山県林地開発許可取消処分事務処理要領の制定	

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
2023	5	森林法施行令、森林法施行規則の一部改正 (施行日 令和5年4月1日) ・林地開発における太陽光発電設備の設置を目的とする開発について許可を要する規模が定められた。(0.5ha超) 岡山県林地開発許可に関する規則の一部改正 (公布日 令和5年3月3日) (施行日 令和5年4月1日) ・森林法施行規則と県規則で重複する添付書類を削除	

保 安 林 関 係

I 保安林制度の沿革

本県における藩制以前の林政については明かではないが、藩制時代から今日の近代的保安林制度に至る過程は、おおよそ次の四期に大別することができる。

1 藩制時代

戦国時代戦乱によって山林は荒廃したので、幕府は山林の保護取締りを図るとともに、土木建築や造船等の用材確保と藩の財政収入を図るため、山林の所有管理の区分を行い厳重な取締りを行った。

即ち、留山や建山は藩有林とし、村山は入会山についてそれぞれ村、部落又は社寺等にその管理運営を任せたものであるが、これらについても伐採制限を行い取締りに努めた。その監督は奉行や代官が行い、住民に自治機関として5人組を組織させて直接の管理に当たらせた。

その内容は、詳細を極め、今日の保安林管理の基礎となった。

即ち、伐採や下草刈取りの禁止又は制限を行い、場所によっては許可制をとっており、また、山林の巡視を行い、動物の被害を防ぎ、必要な箇所には植林を行わせ、そして山崩れに対しては砂留を施工させている。

このように、住民の山林に対する使用収益は大きく禁止され、若しくは制限されたが、寛永年間（西暦1620年代）に至り、5人組制度が法制化され、法令遵守のため住民から手形を取るように改められた。

一方、正保年間（17世紀の中頃）に至り、各藩は経済の発展を図るため、高瀬船を利用し、用材、薪炭、綿、葉たばこ、藍麻、菜種などの積み出し貿易を始めた。これに伴い焼畑が盛んになりその面積も年とともに拡大したが、その中でも連作の困難なたばこは数年を経ずして土地をかえる必要から、適地を求めて次第に急傾斜地にも開拓が及んだので徳川の末期には莫大な裸地が発生し、それが災害の原因となった。

ちなみに、慶安3年（西暦1650年）から明治元年（西暦1868年）までの218年間の水害の記録をみても42回という驚くべき数字で、その被害の大きさは想像に余りあるものがある。

ここに特筆すべきは、岡山藩では、番頭熊沢蕃山の建策により承応元年（西暦1652年）岡山市龍ノ口山に植林し、さらに明暦元年（西暦1655年）赤坂、津島、御津のはげ山において藩費をもって、山巻工、石巻工（今でいう治山事業）を行い、単に山林の保護取締りだけでなく、国土保全と災害防止のために積極的に造林を行ったことである。

2 明治維新から森林法制定まで

維新による大政奉還に伴い、明治2年6月各藩の領有地はことごとく官有地になったので、建山などは国有林となった。

ついで、明治3年12月、社寺領は現境内を除き上地させて官有とし、翌4年11月には、太政官布達をもって「官林の外勝手に伐採苦しからず」と山林伐採の禁を解かれているが、当時の政治ないし社会不安が原因して、山林伐採が進んだ。

その後、政府財源とするため官林を払い下げたり、所有区分のはっきりしない山林を地所名所区分という名のもとに官林に編入し、それがそのまま払い下げられるなど、林野の所有形態の変化が始まった。

このような払い下げ処分の森林は、商業資本の対象となり、伐採されたり、地主のために開墾されて乱伐に拍車をかけた。

当時の政府は土地制度の確立を急ぐため、山林では官林の確定に重点を置き、民有林にまでは手を伸ばすことができなかったが、15年の太政官布達をもって民有林のうち、国土保安に関係あるものの

伐木停止及び伐採許可制を実施することとなった。

また同年、和気郡福田村（現備前市福田）の宇野圓三郎氏は、維新前後からの乱伐により県下の荒廃林地は1万ヘクタールに及びこれが大水害（明治元年から15年にまで3回）を引き起こしていることに鑑み、時の県令高崎五六に「治水建言書」を呈し、これが契機となって本県は全国にさがけて翌16年「砂防工施工規定」を制定し、県営砂防工事を開始したが、国はこれより30年後に始めている。

明治25年2月から30年2月までの5か年森林法制定に先立ち、県は荒廃のはなはだしい公有林13万ヘクタールが災害発生の原因になっていることに着目して、県令で国土保安林規則を布達し、全国にさがけて39,632ヘクタールを保安林に指定することとした。

3 森林法の制定から昭和26年の全面改正まで

明治30年森林法が制定され、保安林制度も確立したが、本県の森林は、地質及び気象の特異性により荒廃しやすいため積極的に保安林の配備と監督に努め、大正中期から昭和20年まで森林監吏（身分は岡山県書記）を各出先事務所に1名ずつ配置して、保安林地業の監督に当たらせていた。これは全国でも本県だけの施策であった。

一方、保安林の保安機能の向上を図るため大正10年から昭和7年まで保安林に造林するものに対して、単県費による補助金（補助率30%）を交付していることも特筆される。

このような、保安林の適正な管理と明治16年以降の治山事業の鋭意施行の結果、山林の緑化は進み、従来のような大水害がなくなりはしたが、治山治水の重要性を更に県民に意識させるため、昭和6年7月28日の付け岡山県論告第1号でおそらく全国でもその例がないと思われる「森林愛護」の論告が発せられた。

第2次大戦後の保安林は、戦時中の強制伐採、戦後の復興用材の供給及び未墾地買収などにより乱伐され、加えて社会的な混乱期であったため、その管理も十分行われなかった。

その結果、災害が頻発し、国民生活に重大なる影響を与えたので、保安林を整備して、これを適正に配置するため、国は昭和23年から5か年の計画期間で保安林配備調査事業を行った。

しかし、戦後の復興途上で諸般の情勢から十分な成果を収めることができなかったため、再び昭和27年度から第2次5か年計画を樹立して引き続きこの事業を実施した。

県は前記計画に基づき荒廃のはなはだしい流域の上流水源地帯に重点をおいて実施した結果、昭和29年3月末日現在で21,115ヘクタールを配備し、民有保安林は既設のものと合わせ82,550ヘクタールの面積に達した。

4 保安林整備臨時措置法の制定から現在まで

昭和28年に九州地方を襲った台風により大水害が発生し、再び保安林の整備強化の必要性を生じ、昭和29年に保安林整備臨時措置法（10年の時限法）が制定され、国は、この法律に基づき流域保全を重点とする第1期保安林整備計画を樹立した。

県は、この計画により、民有保安林の目標面積を103,671ヘクタールと定め指定調査を行った結果、保安林面積は20,645ヘクタール増加し、103,195ヘクタールとなりおおむね所期の目標を達成した。

しかし、その後における水需要の急速な増加と、林地の荒廃による災害を未然に防止して国土保安の万全を期するため、昭和39年に保安林整備臨時措置法の一部が改正され、同法の有効期限が10か年延長されたため、国は第2期保安林整備計画を樹立し、保安林を拡大強化することとした。

県はこの計画により昭和40年から5か年計画で目標面積を16,000ヘクタールとし、指定調査を行い、最終目標面積139,572ヘクタールに対し144,824ヘクタールが指定され、目標面積を5,252ヘクタール上回る整備計画を完了した。

昭和35年に治山治水緊急措置法が制定され、それに基づき、治山事業10か年計画を閣議で決定し、その一環として、この制度により保安林改良事業が開始され、さらに昭和48年度から保安林の保育事

業（下刈）が開始され量質両面にわたり充実が図られることとなった。

しかしながら、(1)近年の都市化の進展の中で、森林の有する生活環境の保全及びレクリエーション機能に対する国民の要請が強くなっていること。(2)人口・産業の集中等に伴い、一部地域においては水需要のひっ迫のおそれがあること。(3)最近の国土開発の進展に伴って、集中豪雨等による山地災害の発生が増加するおそれがあること等の問題が続出した。これらに対処するため昭和49年4月に保安林整備臨時措置法の一部が改正され、これに基づく第3期保安林整備計画を樹立し、保健保安林の指定の拡大、指定施業要件の整備などを図ることとした。同整備計画は昭和58年度をもって完了し、10か年間に保健保安林を中心に12,849ヘクタールを指定する等、その計画目標をほぼ達成した。

保安林整備臨時措置法は、その後昭和59年3月に一部改正され、同法の有効期限が再び10か年延長された。これに基づき、昭和59年度から第4期保安林整備計画を樹立し、依然として多発する激甚な災害、都市化の進展等に伴う新たな保全対象の増加に対する保安林の配備を進めるとともに、指定の目的に即して機能していない保安林について機能の回復、強化を図るため特定保安林の指定を進めてきた。保安林整備臨時措置法はさらに平成6年3月に一部改正され、有効期限が再び10か年延長された。これに基づき、平成6年度から第5期保安林整備計画を樹立し、保安林を巡る諸情勢の変化に対処するために保安林の質的充実を図ることとした。同整備計画は平成15年度をもって完了し、10か年間に4,648ヘクタールを指定する等、その計画目標をほぼ達成した。

平成16年3月に森林法が一部改正され、特定保安林の恒久化・拡充がなされた。

平成17年度保安林管理事業に係る補助金が、国と地方の税財政改革（三位一体改革）により、税源移譲された。

平成23年4月に森林法が一部改正され、平成24年4月以降に新たに森林の土地所有者となった者は、市町村長への事後届出が必要になった。

平成28年5月に森林法が一部改正され、違法な森林の土地の開発に係る罰則(法第206条)について、「150万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に強化された。

[保安林整備計画の概要]

(1) 岡山県における保安林整備計画の概要（実面積）

第1期保安林整備計画（S29～S38）

（単位：ha）

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和28年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
		昭和29～38年度 保安林増加面積	昭和38年度末 保 安 林 面 積	
103,671	82,550	20,645	103,195	100

（民有林のみ）

第2期保安林整備計画（S39～S48）

（単位：ha）

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和38年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
		昭和39～48年度 保安林増加面積	昭和48年度末 保 安 林 面 積	
139,671	123,703	21,121	144,824	104

（国有林含む）

第3期保安林整備計画（S49～S58）

（単位：ha）

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和48年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
		昭和49～58年度 保安林増加面積	昭和58年度末 保 安 林 面 積	
161,654	144,824	5,083	149,907	93

（国有林含む）

第4期保安林整備計画（S59～H5）

（単位：ha）

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和58年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
		昭和59～平成5年度 保安林増加面積	平成5年度末 保 安 林 面 積	
154,035	149,907	4,866	154,773	100

（国有林含む）

第5期保安林整備計画（H6～H15）

（単位：ha）

保安林整備計画の 目 標 面 積	平成5年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
		平成6～15年度 保安林増加面積	平成15年度末 保 安 林 面 積	
163,108	154,773	4,648	159,421	98

（国有林含む）

（2）全国における保安林整備計画の概要（延べ面積）

第1期保安林整備計画（S29～S38）

（単位：千ha）

区 分	保安林整備計画 の 目 標 面 積	昭和28年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
			昭和29～38年度 保安林増加面積	昭和38年度末 保 安 林 面 積	
民有林	1,442	886	1,063	1,949	135
国有林	2,616	1,632	496	2,128	81
計	4,058	2,518	1,559	4,077	100

第2期保安林整備計画（S39～S48）

（単位：千ha）

区 分	保安林整備計画 の 目 標 面 積	昭和38年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
			昭和39～48年度 保安林増加面積	昭和48年度末 保 安 林 面 積	
民有林	3,443	1,949	1,647	3,596	104
国有林	3,219	2,128	1,242	3,370	105
計	6,662	4,077	2,889	6,966	105

第3期保安林整備計画（S49～S58）

（単位：千ha）

区 分	保安林整備計画 の 目 標 面 積	昭和48年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
			昭和49～58年度 保安林増加面積	昭和58年度末 保 安 林 面 積	
民有林	4,038	3,596	549	4,145	102
国有林	4,193	3,370	828	4,198	100
計	8,231	6,966	1,377	8,343	101

第4期保安林整備計画（S59～H5）

（単位：千ha）

区 分	保安林整備計画 の 目 標 面 積	昭和58年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
			昭和59～平成5年度 保安林増加面積	平成5年度末 保 安 林 面 積	
民有林	4,332	4,145	163	4,309	99
国有林	4,629	4,198	469	4,667	101
計	8,961	8,343	632	8,977	100

注）四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

第5期保安林整備計画（H6～H15）

（単位：千ha）

区 分	保安林整備計画 の 目 標 面 積	平成5年度末 保 安 林 面 積	保安林配置の実績		達成率 %
			平成6～15年度 保安林増加面積	平成15年度末 保 安 林 面 積	
民有林	5,476	4,309	1,331	5,640	103
国有林	5,330	4,667	580	5,247	98
計	10,806	8,977	1,910	10,887	101

注）四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

※保安林整備臨時措置法が平成15年度をもって失効したことに伴い、保安林整備計画も終了した。

Ⅱ 保安林の状況 ○ 岡山県保安林現況表

令和6年3月末現在

区 分		国 有		民 有		森 林 所 有 者 数		面 積	合 計	
		箇 所 数	面 積	箇 所 数	筆 数	人	ha		箇 所 数	面 積
水 源 かん養保安林		266	31,088	4,319	44,110	52,164	90,777	ha	4,585	121,865
土 砂 流出防備保安林		16	1,528	(5)	(104)	(151)	(824)		(5)	(824)
土 砂 崩壊防備保安林		7	255	212	713	618	45,429		219	46,957
1 ～ 3 号 小 計		289	32,871	(5)	(104)	(151)	(824)		(5)	(824)
飛 砂 防備保安林					97,650	108,175	136,558		9,835	169,429
防 風 保安林		1	15	15	38	53	19		16	34
水 害 防備保安林				4	148	115	21		4	21
潮 害 防備保安林				7	29	26	41		7	41
干 害 防備保安林		1	18	12	137	26	103		13	121
防 雪 防備保安林										
防 霧 保安林										
雪 崩 防止保安林				44	91	122	143		44	143
落 石 防止保安林		4	74	188	536	447	336		192	410
防 火 保安林				(8)	(58)	(26)	(17)		(8)	(17)
魚 つ き 保安林		2	911	(6)	(25)	(39)	8		6	8
航 行 目 標 保安林				150	785	923	(87)		(6)	(87)
保 健 保安林		(11)	(2,139)	1	2	1	657		152	1,568
風 致 保安林		3	48	(70)	(893)	(2,461)	1		1	1
4 号 以下 小 計		15	1,265	72	574	560	(9,922)		75	(12,061)
合 計		(11)	(2,139)	(91)	(1,082)	(2,679)	1,777		(2)	1,824
		304	34,136	10,048	100,088	110,615	139,745		7	(2)
										281
										(12,167)
										4,452
										(12,991)
										173,882

注) () 内は、兼種保安林。裸書きは実面積、裸書きに () 書きを加えると延面積となる。

※県土面積は「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」(国土地理院技術資料) による。(境界未定等については、同資料記載のとおり)

森林面積は、令和6年3月31日現在の「岡山県の森林資源(R7.3)」(林政課資料) による。

保安林面積は、令和6年3月31日現在(治山課資料)

単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

○岡山県保安林の指定の目的及び種類別面積

(面積は、令和6年3月31日現在)

森林法 第25条 第1項	保安林の種類	保安林の指定の目的 (期待する森林の機能)	保安林面積 (ha)			実面積 対比 (%)	権 限	備 考
			国有林	民有林	合 計			
1号	① 水源涵養保安林	流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水を緩和したり、各種用水を確保したりする。	31,088	90,777	121,865	70.1	大 臣	知 事 (国 有 林 は 大 臣) 保 安 施 設 事 業 実 施 対 象 保 安 林
2号	② 土砂流出防備保安林	下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接的作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する。	1,528	(824) 45,429	(824) 46,957	27.0	知 事	
3号	③ 土砂崩壊防備保安林	崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、主として林木の根系の緊密その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止する。	255	352	607	0.3	知 事	
4号	1～3号保安林計		32,871	136,558	169,429	97.4	知 事	
	④ 飛砂防備保安林	海岸の砂地を森林で被覆することにより飛砂の発生を防止し、飛砂が海岸から内陸に侵入するのを遮断防止することにより、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護を図る。	—	—	—	—	知 事	
	⑤ 防風保安林	林冠をもつて障壁を形成して風の力を枝葉と幹で分散することでそのエネルギーを弱め、風速を緩和して風害を防止する。	15	19	34	0.0	知 事	
5号	⑥ 水害防備保安林	河川の洪水時における氾濫に当たって、主として樹幹による水制作用及び過作用並びに樹根による侵食防止作用によって水害の防止・軽減を図る。	—	21	21	0.0	知 事	
	⑦ 潮害防備保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを弱めて被害を防ぐほか、林冠によって強風による空気中の海水微粒子を捕捉して塩害を防止する。	—	41	41	0.0	知 事	
	⑧ 干害防備保安林	洪水を緩和し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水水源を保護する。	18	103	121	0.1	知 事	
	⑨ 防雪保安林	飛砂防備保安林や防風保安林と同様の機能によって吹雪（気象用語では「飛雪」という。）を防止する。	—	—	—	—	知 事	
	⑩ 防霧保安林	森林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止したり、霧粒を捕捉したりすることで霧の害を防止する。	—	—	—	—	知 事	
6号	⑪ 雪崩防止保安林	森林によって雪庇の発生や雪が滑り出すのを防いだり、雪の滑りの勢いを弱めたり、方向を変えたりすること等により雪崩を防止する。	—	143	143	0.1	知 事	
	⑫ 落石防止保安林	林木の根系によって岩石を緊結固定して崩壊、転落を防止したり、転落する石塊を山腹で阻止したりすること等で、落石による危険を防止する。	74	336	410	0.2	知 事	
7号	⑬ 防火保安林	耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火災に対して障壁を作り、火災の延焼を防止する。	—	(17) 8	(17) 8	0.0	知 事	
8号	⑭ 魚つき保安林	水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。	911	(87) 657	(87) 1,568	0.9	知 事	
9号	⑮ 航行目標保安林	海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標とすること等、航行の安全を図る。	—	1	1	0.0	知 事	
10号	⑯ 保健保安林	森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。	(2,139) 48	(9,922) 1,777	(12,061) 1,824	1.0	知 事	
11号	⑰ 風致保安林	名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に、これを保存する。	199	(2) 82	(2) 281	0.2	知 事	
4号以下保安林計			1,265	3,187	4,452	2.6	知 事	
実面積計			34,136	139,745	173,882	100.0	知 事	
延面積計			36,275	150,597	186,873	107.5	知 事	

(注) () 内は、兼種保安林。裸書きは実面積、裸書きに () 書きを加えると延面積となる。単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

○ 市町村別保安林面積（国有林＋民有林、実面積）

（令和6年3月31日現在 単位:ha）

県民局等	市町村名	水涵	土流	土崩	防風	水害	潮害	干害	雪崩	落石	防火	魚つき	航行	保健	風致	計
備前	岡山市	5,515	7,286	65		9		31		69		8		237	145	13,365
	玉野市	239	2,437	1	14						3	25		54		2,773
	瀬戸内市	563	1,511	19	2							331	1	18		2,445
	吉備中央町	2,869	1,531											30		4,430
東備	備前市	4,842	5,572	15			41			5		871		43	10	11,399
	赤磐市	1,404	2,529	6				13		1				166		4,118
	和気町	1,962	2,880	148						9				71		5,070
	倉敷市	776	1,932	9				8				149		8	1	2,883
備中	総社市	516	5,294	1		6				7	3			2		5,829
	早島町	2	34	1												37
	笠岡市	144	1,491	3	2						2	179		2	6	1,829
	井原市	772	2,152	10				12		2				60		3,008
井笠	浅口市	359	988	3				18				5				1,372
	里庄町	25	209											1		235
	矢掛町	386	2,476	72										43		2,977
	高梁市	4,063	2,480	131		6				168				289	1	7,138
新見	新見市	25,376	896	80				3	89	117				20	57	26,639
	津山市	13,586	1,362	1				2		2				53		15,006
	鏡野町	17,587	399	9				21	21					312		18,349
	久米南町	517	75											8	2	602
美作	美咲町	1,618	411	1										30		2,061
	真庭市	23,097	1,098	23	1			7	31	30				268	59	24,613
	新庄村	2,666	66											104		2,836
	美作市	7,745	1,399	7				6						7		9,163
勝英	勝央町	257	64													321
	奈義町	2,241	171	2	15											2,429
	西栗倉村	2,738	212						2							2,952
	計	121,865	46,957	607	34	21	41	121	143	410	8	1,568	1	1,824	281	173,882

注）単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

○ 市町村別保安林面積（国有林、実面積）

（令和6年3月31日現在 単位：ha）

県民局等	市町村名	水涵	土流	土崩	防風	水害	潮害	干害	雪崩	落石	防火	魚つき	航行	保健	風致	計
備前	岡山市	1,371	116	52						68				28	142	1,777
	玉野市															
	瀬戸内市	46	57													103
	吉備中央町	1,078														1,078
東備	備前市	521	624									827		2		1,974
	赤磐市	106	371													477
	和气町	1,106	152													1,258
	倉敷市											84				84
備中	総社市	41														41
	早島町															
	笠岡市	52														52
	井原市															
井笠	浅口市		34					18								52
	里庄町		(5)													(5)
	矢掛町			72												72
	高梁市	671	98	102						5				18		895
新見	新見市	8,704	82	29						1					57	8,873
美作	津山市	3,486														3,486
	鏡野町	4,382														4,382
	久米南町	87														87
	美咲町	696														696
真庭	真庭市	6,521														6,521
	新庄村	330														330
勝英	美作市	1,110														1,110
	勝央町															
	奈義町	778			15											793
	西栗倉村															
計		31,088	1,528	255	15			18		74		911		48	199	34,136

注）単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

○ 市町村別保安林面積（民有林、実面積）

（令和6年3月31日現在 単位:ha）

県民局等	市町村名	水涵	土流	土崩	防風	水害	潮害	干害	雪崩	落石	防火	魚つき	航行	保健	風致	計
備前	岡山市	4,144	7,170	13		9		31		1		8		209	3	11,588
	玉野市	239	2,437	1	14						3	25		54		2,773
	瀬戸内市	517	1,454	19	2							331	1	18		2,342
	吉備中央町	1,791	1,531											30		3,352
東備	備前市	4,321	4,949	15			41			5		44		41	10	9,425
	赤磐市	1,298	2,158	6				13		1				166		3,640
	和気町	857	2,728	148						9				71		3,813
	倉敷市	776	1,932	9				8				65		8	1	2,799
備中	総社市	475	5,294	1		6				7	3			2		5,788
	早島町	2	34	1												37
	笠岡市	92	1,491	3	2						2	179		2	6	1,777
	井原市	772	2,152	10				12		2				60		3,008
井笠	浅口市	359	954	3								5				1,320
	里庄町	25	214											1		240
	矢掛町	386	2,476											43		2,905
	高梁市	3,392	2,381	29		6				163				271	1	6,243
新見	新見市	16,672	815	51				3	89	116				20		17,766
	津山市	10,100	1,362	1				2		2				53		11,520
	鏡野町	13,205	399	9				21	21					312		13,967
	久米南町	430	75											8	2	515
美作	美咲町	922	411	1										30		1,364
	真庭市	16,575	1,098	23	1			7	31	30				268	59	18,092
	新庄村	2,336	66											104		2,506
	美作市	6,635	1,399	7				6						7		8,053
勝英	勝央町	257	64													321
	奈義町	1,463	171	2												1,636
	西栗倉村	2,738	212						2							2,952
	計	90,777	45,429	352	19	21	41	103	143	336	8	657	1	1,777	82	139,745

注) 単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

○ 流域別保安林面積

(単位:ha)

流域名	流域合計			重要流域			重要流域以外		
	国有林	民有林	合計	国有林	民有林	合計	国有林	民有林	合計
水源かん養保安林	31,087.7328 (0.0000)	90,777.0025 (823.9946)	121,864.7353 (823.9946)	31,041.5492 (0.0000)	87,699.3926 (583.9946)	118,740.9418 (583.9946)	46.1836 (0.0000)	3,077.6099 (240.0000)	3,123.7935 (240.0000)
土砂流出防備保安林	1,528.1629 (0.0000)	45,429.2590 (823.9946)	46,957.4219 (823.9946)	933.5723 (0.0000)	29,567.4388 (583.9946)	30,501.0111 (583.9946)	594.5906 (0.0000)	15,861.8202 (240.0000)	16,456.4108 (240.0000)
土砂崩壊防備保安林	255.2962 (0.0000)	352.0000 (0.0000)	607.2962 (0.0000)	255.2962 (0.0000)	316.0000 (0.0000)	571.2962 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	36.0000 (0.0000)	36.0000 (0.0000)
1 ～ 3 号 小 計	0.0000 (0.0000)	823.9946 (823.9946)	823.9946 (823.9946)	0.0000 (0.0000)	583.9946 (583.9946)	583.9946 (583.9946)	0.0000 (0.0000)	240.0000 (240.0000)	240.0000 (240.0000)
飛砂防備保安林	32871.1919 (0.0000)	136558.2615 (0.0000)	169429.4534 (0.0000)	32230.4177 (0.0000)	117582.8314 (0.0000)	149813.2491 (0.0000)	640.7742 (0.0000)	18975.4301 (0.0000)	19,616.2043 (0.0000)
防風保安林	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
水害防備保安林	15.0000 (0.0000)	19.0000 (0.0000)	34.0000 (0.0000)	15.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	16.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	18.0000 (0.0000)	18.0000 (0.0000)
潮害防備保安林	0.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
干害防備保安林	0.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)
防雪保安林	17.5872 (0.0000)	103.0000 (0.0000)	120.5872 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	95.0000 (0.0000)	95.0000 (0.0000)	17.5872 (0.0000)	8.0000 (0.0000)	25.5872 (0.0000)
防霧保安林	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
なだれ防止保安林	0.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
落石防止保安林	74.2826 (0.0000)	335.7004 (0.0000)	409.9830 (0.0000)	74.2826 (0.0000)	335.7004 (0.0000)	409.9830 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
防火保安林	0.0000 (0.0000)	8.0000 (0.0000)	8.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	5.0000 (0.0000)	5.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	3.0000 (0.0000)	3.0000 (0.0000)
魚つき保安林	911.0221 (0.0000)	656.8965 (0.0000)	1567.9186 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	17.0000 (0.0000)	17.0000 (0.0000)	911.0221 (0.0000)	639.8965 (0.0000)	1,550.9186 (0.0000)
航行目標保安林	0.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)
保健保安林	(2,139.2665) 47.8497	(9,922.0653) 1,776.5076	(12,061.3318) 1824.3573	(1,113.0838) 46.2366	(7,977.9060) 1,550.5156	(9,090.9898) 1596.7522	(1,026.1827) 1.6131	(1,944.1593) 225.9920	(2,970.3420) 227.6051
風致保安林	199.3376 (0.0000)	82.0000 (2.0000)	281.3376 (2.0000)	199.3376 (0.0000)	69.0000 (0.0000)	268.3376 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	13.0000 (2.0000)	13.0000 (2.0000)
4号以下小計	(2,139.2665) 1,265.0792	(10,028.0653) 3,187.1045	(12,167.3318) 4,452.1837	(1,113.0838) 334.8568	(7,982.9060) 2,237.2160	(9,095.9898) 2,572.0728	(1,026.1827) 930.2224	(2,045.1593) 949.8855	(3,071.3420) 1,880.1109
合計	(2,139.2665) 34,136.2711	(10,852.0599) 139,745.3660	(12,991.3264) 173,881.6371	(1,113.0838) 32,565.2745	(8,566.9006) 119,820.0474	(9,679.9844) 152,385.3219	(1,026.1827) 1,570.9966	(2,285.1593) 19,925.3186	(3,311.3420) 21,496.3152

(注) ()は兼種保安林で外数。保安林種毎に小数点以下第4位にとり第5位以下切り捨て。

(単位:ha)

吉井川			旭川			高梁川			芦田川		
国有林	民有林	合 計	国有林	民有林	合 計	国有林	民有林	合 計	国有林	民有林	合 計
11,013.8784	39,740.9626 (40.0000)	50,754.8410 (40.0000)	10,516.8465	26,167.7393 (141.0000)	36,684.5858 (141.0000)	9,510.8243	21,669.6907 (397.9946)	31,180.5150 (397.9946)		121.0000 (5.0000)	121.0000 (5.0000)
741.4248	12,694.3103	13,435.7351 (0.0000)	12.1153	6,340.8340	6,352.9493 (0.0000)	180.0322	10,271.3918	10,451.4240 (0.0000)		260.9027 (0.0000)	260.9027 (0.0000)
123.7648	191.0000	314.7648 (40.0000)		35.0000	35.0000 (141.0000)	131.5314	90.0000	221.5314 (397.9946)			0.0000 (5.0000)
(0.0000)	(40.0000)	(40.0000)	(0.0000)	(141.0000)	(141.0000)	(0.0000)	(397.9946)	(397.9946)	(0.0000)	(5.0000)	(5.0000)
11,879.0680	52,626.2729	64,505.3409 (0.0000)	10,528.9618	32,543.5733	43,072.5351 (0.0000)	9,822.3879	32,031.0825	41,853.4704 (0.0000)	0.0000	381.9027 (0.0000)	381.9027 (0.0000)
		0.0000			0.0000			0.0000			0.0000
		(0.0000)			0.0000			0.0000			0.0000
15.0000		15.0000 (0.0000)		1.0000	1.0000 (0.0000)			0.0000			0.0000
	1.0000	(0.0000)		8.0000	8.0000 (0.0000)		12.0000	(0.0000)			(0.0000)
		(0.0000)			(0.0000)			(0.0000)			(0.0000)
		0.0000			0.0000			0.0000			0.0000
	42.0000	(0.0000)		29.0000	29.0000 (0.0000)		24.0000	(0.0000)			(0.0000)
		42.0000			42.0000			24.0000			42.0000
		0.0000			0.0000			0.0000			0.0000
		(0.0000)			0.0000			0.0000			0.0000
		0.0000			0.0000			0.0000			0.0000
	23.0000	(0.0000)		31.0000	31.0000 (0.0000)		89.0000	(0.0000)			(0.0000)
		23.0000			23.0000			89.0000			23.0000
	17.0000	(0.0000)		28.9575	28.9575 (0.0000)	6.2740	289.7429	(0.0000)			(0.0000)
		17.0000	68.0086		68.0086			296.0169 (5.0000)			68.0086
		(0.0000)			0.0000		5.0000	5.0000			5.0000
		0.0000			0.0000			0.0000			0.0000
		(0.0000)		5.0000	5.0000 (0.0000)		12.0000	(0.0000)			(0.0000)
		0.0000			0.0000			12.0000			0.0000
		(0.0000)			0.0000			0.0000			0.0000
(578.9202)	(3,686.9801)	(4,265.9003)	(441.6419)	(1,569.0000)	(2,010.6419)	(92.5217)	(2,678.9259)	(2,771.4476)		(43.0000)	(43.0000)
	671.5156	671.5156 (0.0000)	28.0137	484.0000	512.0137 (0.0000)	18.2229	352.0000	370.2229 (0.0000)		43.0000 (0.0000)	43.0000 (0.0000)
		0.0000			0.0000			0.0000			0.0000
		0.0000	142.4456	60.0000	202.4456 (0.0000)	56.8920	9.0000	65.8920 (0.0000)			9.0000
(578.9202)	(3,686.9801)	(4,265.9003)	(441.6419)	(1,569.0000)	(2,010.6419)	(92.5217)	(2,683.9259)	(2,776.4476)	(0.0000)	(43.0000)	(43.0000)
15.0000	754.5156	769.5156 (0.0000)	238.4679	646.9575	885.4254 (0.0000)	81.3889	792.7429	874.1318 (0.0000)	0.0000	43.0000	43.0000
(578.9202)	(3,726.9801)	(4,305.9003)	(441.6419)	(1,710.0000)	(2,151.6419)	(92.5217)	(3,081.9205)	(3,174.4422)	(0.0000)	(48.0000)	(48.0000)
11,894.0680	53,380.7885	65,274.8565 (0.0000)	10,767.4297	33,190.5308	43,957.9605 (0.0000)	9,903.7768	32,823.8254	42,727.6022 (0.0000)	0.0000	424.9027 (0.0000)	424.9027 (0.0000)

(注) ()は兼種保安林で外数。保安林種毎に小数点以下第4位にとどめ第5位以下切り捨て。

(単位:ha)

兵庫県境～吉井川				旭川～高梁川				高梁川～広島県境				児島地区			
国有林	民有林	合 計		国有林	民有林	合 計		国有林	民有林	合 計		国有林	民有林	合 計	
46.1836	982.4277	1,028.6113			853.8786	853.8786			605.0000	605.0000			636.3036	636.3036	
	(164.0000)	(164.0000)			(5.0000)	(5.0000)			(0.0000)	(0.0000)			(71.0000)	(71.0000)	
565.3465	3,730.6678	4,296.0143			6,014.0626	6,014.0626		29.2441	2,881.9381	2,911.1822			3,235.1517	3,235.1517	
		(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
	17.0000	17.0000			4.0000	4.0000			6.0000	6.0000			9.0000	9.0000	
(0.0000)	(164.0000)	(164.0000)		(0.0000)	(5.0000)	(5.0000)		(0.0000)	(0.0000)	(0.0000)		(0.0000)	(71.0000)	(71.0000)	
611.5301	4,730.0955	5,341.6256		0.0000	6,871.9412	6,871.9412		29.2441	3,492.9381	3,522.1822		0.0000	3,880.4553	3,880.4553	
		(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
		0.0000				0.0000				0.0000				0.0000	
		(0.0000)				(0.0000)			1.0000	(0.0000)			15.0000	(0.0000)	
	2.0000	2.0000				0.0000				0.0000				0.0000	
		(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
		0.0000				0.0000				0.0000				0.0000	
	41.0000	41.0000				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
		(0.0000)				0.0000				0.0000				0.0000	
		0.0000			8.0000	8.0000		17.5872		17.5872				0.0000	
		(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
		0.0000				0.0000				0.0000				0.0000	
		(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
		0.0000				0.0000				0.0000				0.0000	
		(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
		0.0000				0.0000				0.0000				0.0000	
	(2.0000)	(2.0000)				(0.0000)			(5.0000)	(5.0000)			(5.0000)	(5.0000)	
		0.0000				0.0000				0.0000			3.0000	3.0000	
827.4339	381.8965	1,209.3304				(0.0000)			(64.0000)	(64.0000)		83.5882	(23.0000)	(23.0000)	
		(0.0000)				0.0000			181.0000	181.0000			77.0000	160.5882	
	1.0000	1.0000				(0.0000)				(0.0000)				(0.0000)	
(942.6225)	(385.0000)	(1,327.6225)			(52.0000)	(52.0000)			(330.0000)	(330.0000)		(83.5602)	(1,177.1593)	(1,260.7195)	
1.6131		1.6131			167.0000	167.0000			2.0000	2.0000			56.9920	56.9920	
		(0.0000)			(1.0000)	(1.0000)			(1.0000)	(1.0000)				(0.0000)	
	9.0000	9.0000				0.0000			4.0000	4.0000				0.0000	
(942.6225)	(387.0000)	(1,329.6225)		(0.0000)	(53.0000)	(53.0000)		(0.0000)	(400.0000)	(400.0000)		(83.5602)	(1,205.1593)	(1,288.7195)	
829.0470	434.8965	1,263.9435		0.0000	175.0000	175.0000		17.5872	188.0000	205.5872		83.5882	151.9920	235.5802	
(942.6225)	(551.0000)	(1,493.6225)		(0.0000)	(58.0000)	(58.0000)		(0.0000)	(400.0000)	(400.0000)		(83.5602)	(1,276.1593)	(1,359.7195)	
1,440.5771	5,164.9920	6,605.5691		0.0000	7,046.9412	7,046.9412		46.8313	3,680.9381	3,727.7694		83.5882	4,032.4473	4,116.0355	

(注) ()は兼種保安林で外数。保安林種毎に小数点以下第4位にとどめ第5位以下切り捨て。

○ 指定施業要件伐採種別保安林面積

(単位:ha)

区 分	国有林				民有林				合 計			
	禁伐	択伐	皆伐	計	禁伐	択伐	皆伐	計	禁伐	択伐	皆伐	計
水源かん養保安林	5.8200	37.6670	31,044.2458	31,087.7328		837.4070	89,939.5955	90,777.0025	5.8200	875.0740	120,983.8413	121,864.7353
土砂流出防備保安林		870.6954	657.4675	1,528.1629		15,412.5957	30,000.6633	45,429.2590	16.0000	16,283.2911	30,658.1308	46,957.4219
土砂崩壊防備保安林	0.0670	255.2292		255.2962		331.0000	16.0000	352.0000	5.0670	586.2292	16.0000	607.2962
1 ～ 3 号 小 計	(0.0000) 5.8870	(0.0000) 1,163.5916	(0.0000) 31,701.7133	(0.0000) 32,871.1919	(0.0000) 16,581.0027	(823.9946) 119,956.2588		(823.9946) 136,558.2615	26.8870	17,744.5943	(823.9946) 151,657.9721	(823.9946) 169,429.4534
飛砂防備保安林				(0.0000) 0.0000				(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
防 風 保 安 林			15.0000	(0.0000) 15.0000		19.0000		(0.0000) 19.0000	0.0000	0.0000	(0.0000) 34.0000	(0.0000) 34.0000
水害防備保安林				(0.0000) 0.0000		21.0000		(0.0000) 21.0000	0.0000	21.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 21.0000
潮害防備保安林				(0.0000) 0.0000		41.0000		(0.0000) 41.0000	0.0000	41.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 41.0000
干害防備保安林		17.5872		(0.0000) 17.5872		91.0000		(0.0000) 103.0000	0.0000	29.5872	(0.0000) 91.0000	(0.0000) 120.5872
防 雪 保 安 林				(0.0000) 0.0000				(0.0000) 0.0000	0.0000	0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
防 霧 保 安 林				(0.0000) 0.0000				(0.0000) 0.0000	0.0000	0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
なだれ防止保安林				(0.0000) 0.0000		112.0000		(0.0000) 143.0000	31.0000	112.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 143.0000
落石防止保安林		74.2826		(0.0000) 74.2826		160.7429		(0.0000) 335.7004	174.9575	235.0255	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 409.9830
防 火 保 安 林				(0.0000) 0.0000		(17.0000) 8.0000		(17.0000) 8.0000	(17.0000) 8.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(17.0000) 8.0000
魚 つ き 保 安 林		911.0221		(0.0000) 911.0221		(87.0000) 656.8965		(87.0000) 656.8965	0.0000	1,567.9186	(0.0000) 0.0000	(87.0000) 1,567.9186
航行目標保安林				(0.0000) 0.0000		1.0000		(0.0000) 1.0000	0.0000	1.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 1.0000
保 健 保 安 林		(2,139.2665) 1,250.0792		(2,139.2665) 1,265.0792		(4,190.7791) 2,135.6394	(5,501.2862) 788.5076	(9,922.0653) 3,187.1045	(230.0000) 262.9575	(6,330.0456) 3,385.7186	(5,501.2862) 803.5076	(12,061.3318) 4,452.1837
風 致 保 安 林		47.8497		(0.0000) 47.8497		(2.0000) 60.0000	678.5076	(2.0000) 82.0000	27.0000	1,118.8497	678.5076	1,824.3573
4 号 以 下 小 計	(0.0000) 0.0000	(2,139.2665) 1,250.0792	(0.0000) 15.0000	(2,139.2665) 1,265.0792	(247.0000) 262.9575	(4,279.7791) 2,135.6394	(5,501.2862) 788.5076	(10,028.0653) 3,187.1045	(247.0000) 262.9575	(6,419.0456) 3,385.7186	(5,501.2862) 803.5076	(12,167.3318) 4,452.1837
合 計	(0.0000) 5.8870	(2,139.2665) 2,413.6708	(0.0000) 31,716.7133	(2,139.2665) 34,136.2711	(247.0000) 283.9575	(4,279.7791) 18,716.6421	(6,325.2808) 120,744.7664	(10,852.0599) 139,745.3660	(247.0000) 289.8445	(6,419.0456) 21,130.3129	(6,325.2808) 152,461.4797	(12,991.3264) 173,881.6371

(注) () は兼種保安林で外数。保安林種毎に小数点以下第4位にとどめ第5位以下切り捨て。

○ 所管省庁別国有保安林面積

(単位:ha)

区 分	林野庁	計	農林水産省(林野 庁を除く)	内閣府	宮内庁	財務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	環境省	防衛省	その他の省庁	その他の省庁 所管計	合 計
水源かん養保安林	30,941.7328	30,941.7328										146.0000	146.0000	31,087.7328
土砂流出防備保安林	1,533.5154	1,533.5154				0.1419			-5.4944				(0.0000) -5.3525	(0.0000) 1,528.1629
土砂崩壊防備保安林	255.2962	255.2962											(0.0000)	(0.0000) 255.2962
1 ～ 3 号 小 計	32,730.5444	32,730.5444	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.1419	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) -5.4944	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 140.6475	(0.0000) 140.6475	(0.0000) 32,871.1919
飛砂防備保安林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
防 風 保 安 林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 15.0000	(0.0000) 15.0000	(0.0000) 15.0000
水害防備保安林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
潮害防備保安林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
干害防備保安林	17.5872	17.5872										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 17.5872
防 雪 保 安 林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
防 霧 保 安 林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
なだれ防止保安林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
落石防止保安林	74.2826	74.2826										(0.0000) 74.2826	(0.0000) 74.2826	(0.0000) 74.2826
防 火 保 安 林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
魚 つ き 保 安 林	911.0221	911.0221										(0.0000) 911.0221	(0.0000) 911.0221	(0.0000) 911.0221
航 行 目 標 保 安 林		(0.0000) 0.0000										(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
保 健 保 安 林	(2,139.2665) 47.8497	(2,139.2665) 47.8497										(0.0000) (2,139.2665)	(0.0000) (2,139.2665)	(0.0000) 47.8497
風 致 保 安 林	199.3376	199.3376										(0.0000) 199.3376	(0.0000) 199.3376	(0.0000) 199.3376
4 号 以 下 小 計	(2,139.2665) 1,250.0792	(2,139.2665) 1,250.0792	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000	(0.0000) 15.0000	(0.0000) 15.0000	(0.0000) 1,265.0792
合 計	33,980.6236	33,980.6236	0.0000	0.0000	0.0000	0.1419	0.0000	0.0000	-5.4944	0.0000	0.0000	155.6475	155.6475	(2,139.2665) 34,136.2711

(注) () は兼種保安林で外数。保安林種毎に小数点以下第4位にどめ第5位以下切り捨て。

○ 所有区分別民有保安林面積

(単位:ha)

区 分	公 有					私 有			合 計
	都道府県有	市町村有	財産区有	その他	計	共有	共有以外	計	
水源かん養保安林	1,369.1257	25,782.3663 (78.9946)	7,491.2199 (11.0000)	1,617.0000	36,259.7119 (89.9946)	13,551.7439	40,965.5467 (734.0000)	54,517.2906 (734.0000)	90,777.0025 (823.9946)
土砂流出防備保安林	41.4090	6,838.8319	2,215.4184	483.9177	9,579.5770	6,326.5060	29,523.1760	35,849.6820	45,429.2590
土砂崩壊防備保安林		32.0000	1.0000	25.0000	58.0000	16.0000	278.0000	294.0000	352.0000
1 ～ 3 号 小 計	(0.0000) 1,410.5347	(78.9946) 32,653.1982	(11.0000) 9,707.6383	(0.0000) 2,125.9177	(89.9946) 45,897.2889	(0.0000) 19,894.2499	(734.0000) 70,766.7227	(734.0000) 90,660.9726	(823.9946) 136,558.2615
飛砂防備保安林					(0.0000) 0.0000			(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
防 風 保 安 林		2.0000			(0.0000) 2.0000		17.0000	(0.0000) 17.0000	(0.0000) 19.0000
水 害 防 備 保 安 林			2.0000		(0.0000) 2.0000		19.0000	(0.0000) 19.0000	(0.0000) 21.0000
潮 害 防 備 保 安 林		21.0000			(0.0000) 21.0000		20.0000	(0.0000) 20.0000	(0.0000) 41.0000
干 害 防 備 保 安 林	4.0000	14.0000			(0.0000) 18.0000	12.0000	73.0000	(0.0000) 85.0000	(0.0000) 103.0000
防 雪 保 安 林					(0.0000) 0.0000			(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
防 霧 保 安 林					(0.0000) 0.0000			(0.0000) 0.0000	(0.0000) 0.0000
なだれ防止保安林		45.0000			(0.0000) 45.0000	8.0000	90.0000	(0.0000) 98.0000	(0.0000) 143.0000
落石防止保安林		9.0000			(0.0000) 9.0000	1.0000	325.7004	(0.0000) 326.7004	(0.0000) 335.7004
防 火 保 安 林		(10.0000) 1.0000	(4.0000) 3.0000		(14.0000) 4.0000	(1.0000) 4.0000	(2.0000)	(3.0000) 4.0000	(17.0000) 8.0000
魚 つ き 保 安 林		(87.0000) 83.8965	8.0000	3.0000	(87.0000) 94.8965		562.0000	(0.0000) 562.0000	(87.0000) 656.8965
航行目標保安林		1.0000			(0.0000) 1.0000			(0.0000) 0.0000	(0.0000) 1.0000
保 健 保 安 林	(2,017.9801) (35.9801)	(3,632.7791) (941.6119)	(1,204.0000) (104.9236)	(593.0000) (77.0000)	(7,447.7592) (1,159.5156)	(761.0000) (283.0000)	(1,713.3061) (333.9920)	(2,474.3061) (616.9920)	(9,922.0653) (1,776.5076)
風 致 保 安 林				6.0000	(0.0000) 6.0000	33.0000	43.0000	(2.0000) 76.0000	(2.0000) 82.0000
4 号 以 下 小 計	(2,017.9801) 39.9801	(3,729.7791) 1,118.5084	(1,208.0000) 117.9236	(593.0000) 86.0000	(7,548.7592) 1,362.4121	(762.0000) 341.0000	(1,717.3061) 1,483.6924	(2,479.3061) 1,824.6924	(10,028.0653) 3,187.1045
合 計	(2,017.9801) 1,450.5148	(3,808.7737) 33,771.7066	(1,219.0000) 9,825.5619	(593.0000) 2,211.9177	(7,638.7538) 47,259.7010	(762.0000) 20,235.2499	(2,451.3061) 72,250.4151	(3,213.3061) 92,485.6650	(10,852.0599) 139,745.3660

(注) ()は兼種保安林で外数。保安林種毎に小数点以下第4位以下第5位以下切り捨て。

○ 保安林面積増減表

(単位:ha)

区 分	前年の 3月31日末 現在面積	増 加 面 積						減 少 面 積						差引 増減	当年の 3月31日末 現在面積		
		指 定			そ の 他			解 除			そ の 他						
		国有林	民有林	計	国有林	民有林	計	国有林	民有林	計	国有林	民有林	計				
水源かん養保安林	121,724,1194 (823,9946)	20,1669	123,4310	143,5979 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	20,1669 (0.0000)	123,4310 (0.0000)	143,5979 (0.0000)			1.4631 (0.0000)	1.5189 (0.0000)	1.4631 (0.0000)	2,9820 (0.0000)	121,864,7353 (823,9946)
土砂流出防備保安林	46,916,7942 (0.0000)		41,0776	41,0776 (0.0000)			0.0000 (0.0000)			41,0776 (0.0000)			0.4499 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.4499 (0.0000)	40,6277 (0.0000)	46,957,4219 (0.0000)
土砂崩壊防備保安林	607,2962 (823,9946)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	607,2962 (0.0000)	607,2962 (823,9946)
1 ～ 3 号 小 計	169,248,2098 (0.0000)	20,1669	164,5086	184,6755 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	20,1669 (0.0000)	164,5086 (0.0000)	184,6755 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	1,9130 (0.0000)	1,9130 (0.0000)	1.5189 (0.0000)	1.9130 (0.0000)	3,4319 (0.0000)	169,429,4534 (0.0000)
飛砂防備保安林	0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
防風保安林	0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
水害防備保安林	0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
潮害防備保安林	0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
干害防備保安林	120,5872 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	120,5872 (0.0000)
防雪保安林	0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
防霧保安林	0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
なだれ防止保安林	143,0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	143,0000 (0.0000)
落石防止保安林	409,9830 (17,0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	409,9830 (17,0000)
防火保安林	8,0000 (87,0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	8,0000 (87,0000)	8,0000 (87,0000)
魚つき保安林	1,567,9186 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)			0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	1,567,9186 (0.0000)	1,567,9186 (0.0000)
航行目標保安林	1,0000 (11,968,4318)						0.0000 (92,9000)						0.0000 (92,9000)	0.0000 (92,9000)	0.0000 (92,9000)	1,0000 (12,061,3318)	1,824,3573 (12,061,3318)
保健保安林	1,824,3573 (2,0000)						0.0000 (0.0000)						0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	1,824,3573 (2,0000)	1,824,3573 (2,0000)
風致保安林	281,3376 (12,074,4318)						0.0000 (92,9000)						0.0000 (92,9000)	0.0000 (92,9000)	0.0000 (92,9000)	281,3376 (12,167,3318)	281,3376 (12,167,3318)
4 号 以 下 小 計	4,452,1837 (12,898,4264)	20,1669	164,5086	184,6755 (92,9000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	20,1669 (0.0000)	164,5086 (0.0000)	184,6755 (92,9000)	0.0000 (0.0000)	1,9130 (0.0000)	1,9130 (0.0000)	1.5189 (0.0000)	1.9130 (0.0000)	4,452,1837 (12,991,3264)	4,452,1837 (12,991,3264)
合 計	173,700,3935 (173,700,3935)	20,1669	164,5086	184,6755 (92,9000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	20,1669 (0.0000)	164,5086 (0.0000)	184,6755 (92,9000)	0.0000 (0.0000)	1,9130 (0.0000)	1,9130 (0.0000)	1.5189 (0.0000)	1.9130 (0.0000)	173,981,6371 (173,981,6371)	173,981,6371 (173,981,6371)

(注) () は兼備保安林で外載、保安林種毎に小数点以下第4位にとり第5位以下切り捨て。

○ 保安林面積の推移

(1) 保安林面積 実面積

単位:ha

年度	保安林面積 国有林		保安林面積 民有林		保安林面積 計	
		増減面積		増減面積		増減面積
H11	27,222	-30	130,250	93	157,472	63
H12	27,211	-11	130,777	527	157,988	516
H13	27,173	-38	131,706	929	158,879	891
H14	27,188	15	131,749	43	158,937	58
H15	27,147	-41	132,274	525	159,421	484
H16	27,085	-62	133,299	1,025	160,384	963
H17	27,113	28	133,562	263	160,675	291
H18	27,762	649	134,386	824	162,148	1,473
H19	31,221	3,459	134,652	266	165,873	3,725
H20	33,059	1,838	135,097	445	168,156	2,283
H21	33,772	713	135,400	303	169,172	1,016
H22	34,230	458	135,764	364	169,994	822
H23	34,319	89	136,465	701	170,784	790
H24	34,319	0	136,859	394	171,178	394
H25	34,319	0	137,141	282	171,460	282
H26	34,332	13	137,346	205	171,678	218
H27	34,314	-18	137,862	516	172,176	498
H28	34,325	11	138,040	178	172,365	189
H29	34,348	23	138,192	152	172,540	175
H30	34,345	-3	138,239	47	172,584	44
R 元	34,344	-1	138,571	332	172,915	331
R 2	34,264	-80	138,761	190	173,025	110
R 3	34,235	-29	139,238	477	173,473	448
R 4	34,118	-146	139,583	822	173,701	676
R 5	34,136	19	139,745	163	173,882	181

(2) 保安林率の推移

単位:ha

年度	森林面積 国有林		森林面積 民有林		森林面積 計	
		保安林率		保安林率		保安林率
H11	38,432	70.8%	446,114	29.2%	484,546	32.5%
H12	38,375	70.9%	445,965	29.3%	484,340	32.6%
H13	39,059	69.6%	445,953	29.5%	485,012	32.8%
H14	38,440	70.7%	446,011	29.5%	484,451	32.8%
H15	38,503	70.5%	446,053	29.7%	484,556	32.9%
H16	37,862	71.5%	446,639	29.8%	484,501	33.1%
H17	37,594	72.1%	446,495	29.9%	484,089	33.2%
H18	37,594	73.8%	446,346	30.1%	483,940	33.5%
H19	37,567	83.1%	446,350	30.2%	483,917	34.3%
H20	37,524	88.1%	446,355	30.3%	483,879	34.8%
H21	37,524	90.0%	446,349	30.3%	483,873	35.0%
H22	37,524	91.2%	446,402	30.4%	483,926	35.1%
H23	37,469	91.6%	446,446	30.6%	483,915	35.3%
H24	37,387	91.8%	446,375	30.7%	483,762	35.4%
H25	37,379	91.8%	446,356	30.7%	483,735	35.4%
H26	37,379	91.8%	446,348	30.8%	483,727	35.5%
H27	37,391	91.8%	445,974	30.9%	483,366	35.6%
H28	37,373	91.8%	448,522	30.8%	485,896	35.5%
H29	37,373	91.9%	448,336	30.8%	485,709	35.5%
H30	37,373	91.9%	448,143	30.8%	485,516	35.5%
R 元	37,373	91.9%	447,718	31.0%	485,091	35.6%
R 2	37,195	92.1%	447,372	31.0%	484,568	35.7%
R 3	37,178	92.1%	447,255	31.1%	484,433	35.8%
R 4	37,199	91.7%	447,227	31.2%	484,426	35.9%
R 5	37,199	91.8%	447,193	31.2%	484,392	35.9%

※単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

(3) 保安林指定・解除面積の推移(民有林)

単位:ha

年度	指定面積	解除面積	備 考
S 45	1,583	236	
S 46	1,756	445	
S 47	1,025	248	
S 48	155	41	S39～48第2期保安林整備計画
S 49	573	94	S49～58第3期保安林整備計画
S 50	674	39	
S 51	362	152	
S 52	538	41	
S 53	681	34	
S 54	730	63	
S 55	519	217	
S 56	663	54	
S 57	1,298	54	
S 58	1,207	132	
S 59	690	102	S59～H5第4期保安林整備計画
S 60	827	74	
S 61	420	141	
S 62	491	60	
S 63	998	129	
H 元	254	100	
H 2	547	118	
H 3	507	22	
H 4	477	64	
H 5	699	116	
H 6	433	45	H6～H15第5期保安林整備計画
H 7	725	152	
H 8	623	55	
H 9	356	73	
H10	688	40	
H11	188	71	
H12	535	25	
H13	951	22	
H14	57	14	
H15	486	2	
H16	990	22	保安林整備計画終了
H17	272	10	
H18	522	9	
H19	420	2	
H20	447	2	
H21	307	4	
H22	369	4	
H23	702	1	
H24	399	6	
H25	291	10	
H26	221	3	
H27	516	1	
H28	197	19	
H29	157	6	
H30	50	2	
R 元	338	7	
R 2	193	3	
R 3	479	2	
R 4	345	1	
R 5	165	2	

○ 保安林指定・解除面積

(令和5年度)

単位:ha

県民局等	市町村名	指 定			解 除				
		国有林	民有林	計	国有林	民有林		計	解除理由
						1項	2項		
備前	岡山市		12.3513	12.3513		0.0365	0.2018	0.2383	1項 森林復旧困難(3) 2項 道路(4)
	玉野市					0.0405		0.0405	1項 森林復旧困難(1)
	瀬戸内市								
	吉備中央町		0.7667	0.7667					
東備	備前市		2.0073	2.0073					
	赤磐市								
	和気町								
備中	倉敷市						0.1479	0.1479	2項 水道(1)
	総社市								
	早島町								
井笠	笠岡市								
	井原市						0.0375	0.0375	2項 道路(1)
	浅口市								
	里庄町								
	矢掛町								
高梁	高梁市	4.9800	20.8316	25.8116					
新見	新見市	15.1869	67.9592	83.1461					
美作	津山市		15.7056	15.7056					
	鏡野町		7.5165	7.5165			1.1115	1.1115	2項 道路(1)
	久米南町								
	美咲町					0.0763		0.0763	1項 錯誤(1)
真庭	真庭市		13.3393	13.3393		0.2610		0.2610	1項 森林復旧困難(1)
	新庄村								
勝英	美作市		24.0311	24.0311					
	勝央町								
	奈義町								
	西粟倉村								
計		20.1669	164.5086	184.6755	0	0.4143	1.4987	1.9130	

※1 面積は実面積で、兼種の解除面積は含まない。

※2 解除理由の()は件数

林地開發許可關係

I 林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の目的

(1) 経済社会の発展に伴って国民の森林に対する期待と関心は急速に高まり、木材生産機能とあわせて、①森林の災害防止機能、②森林の水資源確保の機能、③緑の樹林による環境の保全機能等、公益的機能の発揮が強く要請されているが、一方では宅地造成、レクリエーション施設の建設等の増大に伴い森林の利用開発が進み、その開発のあり方が問題になってきた。

このような情勢に対処して、その期待される経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、昭和49年度から開発行為の許可制が導入された。

(2) この制度は、保安林以外の森林であってもそれが国民生活の安定と地域社会の健全な発展に少なからぬ役割を有していることに鑑み、これらの森林において開発行為を行うにあたっては、これらの森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、またそれが開発行為を行うものの当然の責務であるという観点から規制を行うものであり、保安林制度との連携を図りつつ森林の土地の適正な利用を確保することを目的としている。

2 許可制の対象となる森林

森林法に基づいて知事が立てた地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む）であるが、このうち法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象から除外される。（法第10条の2第1項）

3 規制の対象となる開発行為

知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である（法第10条の2第1項）。「政令で定める規模」は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、道路（路肩部分及び屈曲部又は退避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が3メートルを超えるものであり、その他の行為にあつては、土地の面積が1ヘクタールを超えるもの（令和4年度の政令改正により、令和5年4月1日から太陽光発電設備の設置を目的とする行為については0.5ヘクタール）である。

4 林地開発許可担当事務の所管

昭和49年の制度創設時には、治山課保安林係の所管となった。

その後、行政改革により、昭和56年度から昭和62年度までの7年間は、林政課森林保全係の所管となった。

さらに、昭和63年度からはリゾート開発等の大規模な開発に対し、保安林制度との連携を一層図り、適切に対応するため、再び治山課保安林係が組織され、所管することとなった。

なお、手続の迅速化を図るため、平成9年度から、開発行為に係る土地の面積が5ヘクタール未満のものについて、また、平成11年度から、10ヘクタール未満のものについて、地方振興局が申請の処理をすべて行うこととなった。

平成17年度から県民局制度が施行されたことに伴い、従来、地方振興局で行っていた許可事務を県民局、支局において、また平成21年度からは、県民局、地域事務所（真庭・勝英除く）において行うこととなった。

平成25年度から、新見市からの要望により許可事務等を権限移譲した。

Ⅱ 林地開発許可制度の実施状況

1 許可（新規）

（単位：件、ha）

区 分	新 規 許 可																													
	S49～H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R元		R2		R3		R4		R5		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
開発行為の目的	79	328	1	3	3	9	5	22	2	6	8	83	9	226	6	108	10	64	8	80	1	1	2	4	3	15	2	5	139	953
		(504)	(4)	(22)	(33)	(7)	(137)	(413)	(156)	(98)	(169)	(2)	(5)	(53)	(11)	(1,615)														
住宅用地の造成	43	334																										43	334	
		(492)																										(492)		
別荘地の造成	4	7																										4	7	
		(18)																										(18)		
ゴルフ場の設置	33	1,421																										33	1,421	
		(3,445)																										(3,445)		
レジャー施設の設置	25	97																										25	97	
		(230)																										(230)		
農用地の造成	26	155							1	2											1	1						28	158	
		(273)							(2)	(2)											(2)	(2)						(277)		
土石の採掘	81	282									2	6	4	12	1	4	1	5			1	3	1	10				91	322	
		(564)								(9)	(9)	(16)	(16)	(4)	(4)	(12)	(12)				(5)	(18)	(18)					(628)		
道路の新設又は改築	3	6																										3	6	
		(12)																										(12)		
その他	36	118																										36	118	
		(223)																										(223)		
計	330	2,748	1	3	3	9	5	22	3	7	10	89	13	238	7	112	11	69	8	80	3	5	3	14	3	15	2	5	402	3,415
		(5,761)	(4)	(4)	(22)	(33)	(10)	(146)	(10)	(10)	(146)	(429)	(160)	(110)	(169)	(9)	(23)	(53)	(11)	(6,940)										

注) 1 面積欄は、開発行為に係る森林面積、() は対象森林面積

2 本表は新規許可分であり、変更分は含まない。

2 許可(変更)

(単位: 件, ha)

区分 年度	変更許可																														
	H15～H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R元		R2		R3		R4		R5		計		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
開発行為の目的	工場、事業場用地の造成	7	5 (6)					2	5 (-7)	1	0 (0)	5	23 (18)	2	1 (1)	1	0 (0)	1	▲1 (1)	3	1 (0)	4	4 (4)	2	5 (4)	1	1 (1)	3	1 (3)	32	45 (31)
		3	0 (0)																											3	0 (0)
	住宅用地の造成	0	0 (0)																											0	0 (0)
	別荘地の造成	0	0 (0)																											0	0 (0)
	ゴルフ場の設置	0	0 (0)																											0	0 (0)
	レジャー施設の設置	0	0 (0)																											0	0 (0)
	農用地の造成	4	3 (4)																											4	3 (4)
	土石の採掘	40	57 (68)	2	7 (0)	3	14 (29)	2	3 (3)	3	13 (32)	3	10 (8)	4	3 (3)	4	▲3 (▲1)	6	▲1 (1)	4	9 (▲1)	2	0 (0)	3	17 (30)	2	4 (0)	3	8 (12)	81	141 (183)
	道路の新設又は改築	0	0 (0)																											0	0 (0)
	その他	3	▲70 (0)											2	1 (1)	1	1 (0)								1	▲1 (0)			7	▲69 (1)	
	計	57	▲5 (78)	2	7 (0)	3	14 (29)	4	8 (▲4)	4	13 (32)	8	33 (26)	8	5 (5)	6	▲2 (▲1)	7	▲2 (2)	7	10 (▲1)	6	4 (4)	5	22 (34)	4	4 (1)	6	9 (15)	127	120 (220)

注) 1 面積欄は、開発行為に係る森林面積の差引増減分、() は対象森林面積の差引増減分

(単位：件， ha)

3 連絡調整

区分 年度	連絡調整																														
	S49～H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R元		R2		R3		R4		R5		計		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
開発行為の目的	75	870 (1,205)	2	13 (28)	2	6 (8)	2	13 (17)	1	1	2	1	3 (3)	1	4 (8)	1	3 (8)	1	2	1	3 (3)	1	3 (12)	1	3 (12)	1	3 (12)	1	3 (12)	85	911 (1,282)
工場、事業場用地の造成																															
学校、博物館用地の造成	12	28 (49)																												13	32 (57)
住宅用地の造成	15	128 (246)																											15	128 (246)	
公園、運動場等の造成	82	288 (586)					1	2 (2)																					83	290 (588)	
農用地の造成	74	690 (825)											2	8 (12)															76	698 (837)	
土石の採掘	8	15 (21)																											8	15 (21)	
道路の新設又は改築	181	1,487 (1,567)	1	2 (2)	1	2 (2)														1	9 (12)	4	44 (50)						188	1,544 (1,633)	
ダム等の設置	10	165 (208)																											10	165 (208)	
その他	85	515 (899)	1	2 (4)							1	7 (13)	1	2 (2)						3	10 (11)	2	4 (9)						93	540 (938)	
計	542	4,186 (5,606)	1	2 (2)	3	15 (32)	1	2 (2)	3	8 (10)	1	7 (13)	5	23 (31)	0	0 (0)	5	21 (31)	7	51 (62)	1	4 (8)	1	3 (12)	0	0 (0)	571	4,322 (5,810)			

注) 1 面積欄は、開発行為に係る森林面積，() は対象森林面積

2 変更分は含まない。